

利用者負担額徴収基準表(保育料)

階層区分	定義	3歳未満児の場合			
		保育標準時間	うちひとり親等世帯	保育短時間	うちひとり親等世帯
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満 世帯	14,200	7,100	11,200	5,600
第4	4-1 市町村民税 所得割課税額 57,100円未満 世帯(ひとり親等世帯以外)	16,700	非該当	13,700	非該当
	4-2 市町村民税 所得割課税額 77,101円未満 世帯(ひとり親等世帯)	非該当	9,000	非該当	8,150
	4-3 市町村民税 所得割課税額 97,000円未満 世帯	21,900	21,900	18,900	18,900
第5	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満 世帯	26,300	26,300	23,300	23,300
第6	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満 世帯	29,900	29,900	26,900	26,900
第7	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満 世帯	37,200	37,200	34,200	34,200
第8	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上 世帯	48,100	48,100	45,100	45,100

○3歳以上児の保育料は無料です。

○3歳未満児の保育料については、上の表に対し以下の軽減を行います。

- すべての階層において、世帯内(※)2子半額、3子以降は無料
- 所得割課税額が57,100円未満に該当する世帯は、世帯内(※)1子半額、2子以降は無料

※世帯内の児童の人数の数は、入所するお子さんの保護者の方が養育する(生計を同じくする)お子さんのうち、一番年上のお子さんから数えて1子、2子、と数えます。年齢に関わらず軽減が受けられますが、別居しており生計を同じくしていないお子さんは算定に含みません。